

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>都市計画法第 34 条第 1 号許可基準</b></p> <p style="text-align: right;">最終改正 平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日</p> <p><b>〔 I 〕 公益上必要な建築物</b></p> <p>1. 申請者の資格について 略</p> <p>2. 立地について 略</p> <p>3. 対象について 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>日本郵便株式会社法</u>（平成 17 年 10 月 21 日法律第 100 号）第 1 条に規定する<u>日本郵便株式会社</u>の施設，<u>郵政民営化法</u>（平成 17 年 10 月 21 日法律第 97 号）第 94 条に規定する<u>郵便貯金銀行</u>の施設，<u>郵政民営化法</u>第 126 条に規定する<u>郵便保険会社</u>の施設であること。</p> <p>4. 予定建築物の規模等 略</p> <p><b>〔 II 〕 日常生活のため必要な店舗等</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>都市計画法第 34 条第 1 号許可基準</b></p> <p style="text-align: right;">最終改正 平成 <u>26</u> 年 <u>3</u> 月 <u>26</u> 日</p> <p><b>〔 I 〕 公益上必要な建築物</b></p> <p>1. 申請者の資格について 略</p> <p>2. 立地について 略</p> <p>3. 対象について 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>郵便局株式会社法</u>（平成 17 年 10 月 21 日法律第 100 号）第 1 条に規定する<u>郵便局株式会社</u>の施設，<u>郵政民営化法</u>（平成 17 年 10 月 21 日法律第 97 号）第 94 条に規定する<u>郵便貯金銀行</u>の施設，<u>郵政民営化法</u>第 126 条に規定する<u>郵便保険会社</u>の施設及び<u>郵便事業株式会社法</u>（平成 17 年 10 月 21 日 法律第 99 号）第 1 条で規定する<u>郵便事業株式会社</u>で<u>郵便業務以外の業務を行う施設</u>であること。</p> <p>4. 予定建築物の規模等 略</p> <p><b>〔 II 〕 日常生活のため必要な店舗等</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p>

### 3. 対象業種について

(1) 以下の表の小・細分類による。ただし、風俗営業及び風俗関連営業の店舗は含まないこと。

( ) 内番号は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）の分類番号を示す。

中分類	小分類又は細分類
織物・衣服・身の回り品小売業 (57)	男子服 (572) , 婦人・子供服 (573) , 靴・履物 (574) , かばん・袋物 (5791) , 下着類 (5792) , 洋品雑貨・小間物 (5693)
飲食料品小売業 (58)	各種食料品 (581) , 野菜・果実 (582) , 食肉 (583) , 鮮魚 (584) , 酒 (585) , 菓子・パン (586) , コンビニエンスストア (5891) , 料理品 (5895 のうち総菜屋, 揚物, 調理パン, おにぎり, すし, 煮豆の小売業, 持帰弁当屋) , 米穀類 (5896) , 豆腐・かまぼこ等加工食 (5897) ※3. (3)
その他の小売業 (60)	医薬品・化粧品 (603) , 苗・種子 (6042) , 肥料・飼料 (6043) , ガソリンスタンド (6051) , 燃料 (6052) , 書籍・文房具 (606 ただし, 新聞を除く)
一般飲食店 (76)	食堂・レストラン (761) , 専門料理店 (762 ただし, 料亭を除く) , そば・うどん店 (763) , すし店 (764) , 喫茶店 (767) , その他飲食店 (769)

### 3. 対象業種について

(1) 以下の表の小・細分類による。ただし、風俗営業及び風俗関連営業の店舗は含まないこと。

( ) 内番号は、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改訂）の分類番号を示す。

中分類	小分類又は細分類
織物・衣服・身の回り品小売業 (57)	男子服 (572) , 婦人・子供服 (573) , 靴・履物 (574) , かばん・袋物 (5791) , 下着類 (5792) , 洋品雑貨・小間物 (5693)
飲食料品小売業 (58)	各種食料品 (581) , 野菜・果実 (582) , 食肉 (583) , 鮮魚 (584) , 酒 (585) , 菓子・パン (586) , コンビニエンスストア (5891) , 料理品 (5895 のうち総菜屋, 揚物, 調理パン, おにぎり, すし, 煮豆の小売業, 持帰弁当屋) , 米穀類 (5896) , 豆腐・かまぼこ等加工食 (5897) ※3. (3)
その他の小売業 (60)	医薬品・化粧品 (603) , 苗・種子 (6042) , 肥料・飼料 (6043) , ガソリンスタンド (6051) , 燃料 (6052) , 書籍・文房具 (606 ただし, 新聞を除く)
一般飲食店 (76)	食堂・レストラン (761) , 専門料理店 (762 ただし, 料亭を除く) , そば・うどん店 (763) , すし店 (764) , 喫茶店 (767) , その他飲食店 (769)

機械器具小売業 (59)	二輪自動車 (5914) , 自転車 (592)	機械器具小売業 (59)	二輪自動車 (5914) , 自転車 (592)
洗濯・理容・美容・浴場業 (78)	普通洗濯業 (7811) , 理容業 (782) , 美容業 (783)	洗濯・理容・美容・浴場業 (78)	普通洗濯業 (7811) , 理容業 (782) , 美容業 (783)
医療業 (83)	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所 (8351)	医療業 (83)	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所 (8351)
技術サービス業 (74)	獣医業 (741  ただし, 家畜診療の用に供する建築物を除く)	技術サービス業 (74)	獣医業 (741  ただし, 家畜診療の用に供する建築物を除く)
-	自動精米所	-	自動精米所
	銀行等出張所 (CD 及び ATMの設置に限る。) ※3. (2)		銀行等出張所 (CD 及び ATMの設置に限る。) ※3. (2)
	ファーストフード店		ファーストフード店
自動車整備業 (89)	自動車一般整備業 (8911) , その他の自動車車体整備業 (8919) (板金塗装)	自動車整備業 (89)	自動車一般整備業 (8911) , その他の自動車車体整備業 (8919) (板金塗装)
-	農機具修理業	-	農機具修理業
銀行業 (62)	普通銀行 (6221)	銀行業 (62)	普通銀行 (6221)
協同組織金融業 (63)	信用金庫 (6311  ただし, 連合会を除く)	協同組織金融業 (63)	信用金庫 (6311  ただし, 連合会を除く)
<u>その他の教育・学習支援業 (82)</u>	<u>学習塾 (8231) , 音楽教授業 (8241) , 書道教授業 (8242) , 生花・茶道教授業 (8243) , そろばん教授業 (8244) , 外国語会話教授業 (8245)</u>	-	地区集会所, 農業協同組合
	地区集会所, 農業協同組合		

<p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>4. 略</p> <p>5. 略</p> <p><b>付 則</b></p> <p>1 この基準は，昭和 61 年 10 月 24 日から施行する。</p> <p>2 自動車修理工場許可基準（昭和 53 年 4 月 25 日施行）は，廃止する。</p> <p><b>付 則</b></p> <p>1 平成 7 年 10 月 1 日一部改正，施行。</p> <p>2 都市計画法第 34 条第 1 号許可にあたって留意すべき事項（昭和 62 年 10 月 23 日）は，廃止する。</p> <p>3 都市計画法第 34 条第 1 号許可にあたって留意すべき事項（追加）（昭和 62 年 1 月 19 日）は，廃止する。</p> <p><b>付 則</b></p> <p>1 この基準は，平成 11 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p><b>付 則</b></p> <p>1 この基準は，平成 12 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p><b>付 則</b></p> <p>1 この基準は，都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 12 年 5 月 1 日公布）の施行日（平成 13 年 5 月 18 日）から</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>4. 略</p> <p>5. 略</p> <p><b>付 則</b></p> <p>1 この基準は，昭和 61 年 10 月 24 日から施行する。</p> <p>2 自動車修理工場許可基準（昭和 53 年 4 月 25 日施行）は，廃止する。</p> <p><b>付 則</b></p> <p>1 平成 7 年 10 月 1 日一部改正，施行。</p> <p>2 都市計画法第 34 条第 1 号許可にあたって留意すべき事項（昭和 62 年 10 月 23 日）は，廃止する。</p> <p>3 都市計画法第 34 条第 1 号許可にあたって留意すべき事項（追加）（昭和 62 年 1 月 19 日）は，廃止する。</p> <p><b>付 則</b></p> <p>1 この基準は，平成 11 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p><b>付 則</b></p> <p>1 この基準は，平成 12 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p><b>付 則</b></p> <p>1 この基準は，都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 12 年 5 月 1 日公布）の施行日（平成 13 年 5 月 18 日）から</p>
--	--

施行する。

2 この基準の施行の際現に受理されている申請については、従前の基準により取り扱う。

付 則

1 この基準は、平成15年5月1日から施行する。

付 則

1 この基準は、平成17年5月1日から施行する。

付 則

1 この基準は、平成19年10月24日から施行する。ただし、I.3(1)から(3)については、平成19年11月30日から施行する。

付 則

1 この基準は、平成20年10月16日から施行する。

付 則

1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

施行する。

2 この基準の施行の際現に受理されている申請については、従前の基準により取り扱う。

付 則

1 この基準は、平成15年5月1日から施行する。

付 則

1 この基準は、平成17年5月1日から施行する。

付 則

1 この基準は、平成19年10月24日から施行する。ただし、I.3(1)から(3)については、平成19年11月30日から施行する。

付 則

1 この基準は、平成20年10月16日から施行する。

付 則

1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。